平成２４年度鳥取県環境審議会（第２回）

日　時　　平成２５年１月１１日（金）
午後１時１５分から３時４５分
場　所　　ホープスター鳥取　２階　真珠の間

○白石課長

失礼します。

そうしますと、定刻となりましたので、ただいまから平成２４年度鳥取県環境審議会第２回を開催させていただきます。

開会に先立ちまして、日置会長から一言ごあいさつをお願いいたします。

○日置会長

皆さん、明けましておめでとうございます。新年早々ではございますが、環境審議会ということで、委員の皆様には御参集いただき、ありがとう存じます。

本年は、環境影響評価法の改正が本格的に施行になるとか、本県としましては、とっとりグリーンウェイブということで、全国植樹祭、全国都市緑化フェア、それからエコツリーズム世界大会などが開かれるといったような動きがございまして、環境問題に関しましてもさまざまな動きがまた出てくる年かというふうに考えております。

私の環境に対する見方なんですけれども、環境をよくしたいという県民の思いは大体もう間違いなくて、皆さんそういう方向を向いてるんですけども、具体的なことに関して言うと、例えば湖山池の汽水化の問題もそうですし、再生可能エネルギーである風力発電を推進しようとすると、またそれが自然環境との間に何か問題が起きるといったような、環境をどうするかということに関する具体的な詰めについて、さまざまな議論が必要な時代になってきたというふうに考えております。

委員各位におかれましては、皆さん、それぞれ専門的なお立場、あるいは市民の、県民の目線で率直な御意見をいただいて、県環境行政をよりよい方向に持っていくお手伝いをするというのが我々の任務というふうに心得ておりますので、一層の御協力をお願いしたいと存じます。

簡単ですが、あいさつとさせていただきます。

○白石課長

ありがとうございました。

続きまして、事務局を代表いたしまして、鳥取県生活環境部の部長、中山より一言ごあいさつを申し上げます。

○中山部長

改めまして、皆様、明けましておめでとうございます。ことしもよろしくお願いいたします。

まずもって本日、お忙しいところ、環境審議会にお集まりいただきまして、ありがとうございます。

先ほど会長さんの方からもごあいさつがございましたが、私ども鳥取県はことし、グリーンウェイブということで、さまざまな緑に関するイベントですとか、あるいは行事を計画しております。その中心が私ども生活環境部でございまして、例えば都市緑化フェアもそうでございますし、また、山陰海岸の５０周年の自然公園の記念式典あるいは記念事業等も計画をしておるところでございます。皆様方の御協力を得て、ぜひこのグリーンフェイブ、大きなうねりとして緑の風を鳥取県の中に巻き起こしていきたいと思っておりますので、御協力をお願いしたいと思います。

また、本日は、先ほど会長さんの方からも若干触れていただきましたが、今回、８月の環境審議会等でお話をさせていただいておりましたが、環境影響評価制度のあり方について御審議をいただくことにしております。細野部会長を初めとしまして、いろいろ深く御議論いただいてきました結果に基づきまして、本日、皆様方で御議論いただき、できますれば答申をいただければというふうに思っておるところでございます。

また、さらに、先回の審議会等でもお約束をさせていただいておりました湖山池の現状についても御報告をさせていただいて、皆様方の御意見をまた仰ぎたいと思っております。その後、モニタリング委員会の設置ですとか、何回か湖山池会議を開催いたしまして取り組みをしておるところでございます。現象をつぶさに御報告させていただきまして、また御意見をいただきたいと思っております。

さらに、昨年の１２月に、私ども、地下水条例を議会の方で制定をいたしました。鳥取県の豊かな水を守るための取り組みを、おくればせではございますけれども、より強力に進めていきたいと思っておりますので、それについての御報告をさせていただくとともに、また、鳥獣保護部会で先月審議いただきました芦津地区の鳥獣保護区の再指定についてもあわせて御報告をさせていただく予定にしております。何とぞ十分な御議論をいただきまして、私どもの環境行政のこれからのますますの推進に向けて御助力をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○白石課長

ありがとうございます。

続きまして、本日お配りいたしております資料の確認をさせていただきます。　一番頭に本日の次第がございます。

２枚目に、鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例の抜粋を置いております。

その下に、鳥取県環境審議会運営要領、１枚物でございます。置かせていただいています。

その次ですけど、右肩に資料１－１というふうに書いて、ホッチキスでとじたちょっと厚めの資料がございます。これが資料１になります。

１つだけ、資料１－６という右肩に１枚物をつけておりますが、答申案ということで、別途１－６だけ別になっております。

続きまして、資料２ですね、右肩に資料２と書いてホッチキスでとめてあるものがございます。これは運営要領の改正についてというものでございます。

資料３でございます。これが、とっとりの豊かで良質な地下水云々と書いてございますけど、その概要でございます。

同じく資料４でございます。ちょっとカラーにしてホッチキスでとじていますけども、湖山池の汽水湖化の取り組みについてという資料でございます。

次に、右肩に資料５－１というふうに書いてございますけども、何点かございまして、芦津の鳥獣保護区の関係の資料でございます。

資料６、右肩に書いてございますけど、ホッチキスどめしておりますけれども、公共用水域及び地下水の水質測定結果についての資料でございます。

そのほかに、また後で説明ございますが、シンポジウムのチラシを１枚入れさせていただいております。

資料については以上でございます。よろしいでしょうか。

続きまして、本日の出席の委員数でございますけれども、委員の方、３０名中１９名でございます。鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例第３２条第２項に定める審議会の定足数

である半数以上を満たしていることを御報告いたします。
　それでは、今後の進行は日置会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。
○日置会長
　それでは、失礼して座って進めさせていただきます。
　では早速ですが、審議事項にまず入りたいと思います。
　まず、環境影響評価制度のあり方の答申案から議事に入りたいと思います。
　本件については、平成２３年９月、おととしですね、当審議会で企画政策部会に付議しました。方法書等の環境影響評価図書のインターネットなどによる公告などについては、平成２４年３月に開催した当審議会で御報告させていただき、それ以降は、今回の答申案にある配慮書の手続や風力発電施設を対象事業に追加することについて審議としておりました。
　それでは、詳細な説明について、事務局からお願いいたします。
○後藤田補佐
　それでは説明させていただきます。環境立県推進課の後藤田と申します。よろしくお願いいたします。座って説明の方、させていただきます。
　お手元資料の右肩に資料１－１と書いてあるものと、あと１－６と書いてある１枚物の資料、これを使いまして御説明の方をさせていただきたいと思います。
　先ほど会長の方からも御説明いただきましたとおり、平成２３年９月５日付で環境審議会の方に諮問の方をさせていただいた案件でございます。環境影響評価制度のあり方についてということで諮問の方をさせていただいたものでございます。その後、環境審議会の委員の皆様の改選もございました関係で、少し詳し目に説明の方をさせていただきたいと思います。
　資料の５ページをごらんください。右肩に資料１－２と書いてあるものでございます。５ページ、鳥取県環境影響評価条例の改正の考え方ということでございます。前文のところに書いてございますが、環境影響評価法、国が定めるアセス法ですね、これにつきましては、平成２３年４月に一部が改正され、公布されました。この改正を踏まえまして、それ以外に鳥取県を取り巻く状況の変化等に応じた必要な措置を講ずる必要があるということで、鳥取県の環境影響評価条例につきましても改正の必要があるのではないかということで諮問の方をさせていただいていたものでございます。
　その下の１、環境影響評価制度というところをごらんください。まず、環境影響評価制度自体を少し、簡単ではありますが、説明させていただきたいと思います。
　この制度は、規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業を行う事業者みずからが実施に当たってあらかじめ適正に調査・予測・評価を行い、その結果に基づいて事業に係る環境の保全について適正に配慮、公害の未然防止や良好な環境の保全を図るための制度ということになっております。
　その下に流れ図がございます。これ現行の流れ図でございます。後でもう少し詳しい流れが出てくるんですが、ざっくりとした流れとしては大きく４つの段階に分かれております。
　第１段階というのがアセスメントの進め方を設計するというような形でございます。これは一般に条例の中では方法書と呼ばれているところでございます。どういう方法でアセスメントを進めていくかということをまず決めます。
それから、第２段階、アセスメント文書を作成するというところですけれども、これは実際に第１段階で定めた方法に基づいて調査・予測・評価を行って文書を作成するというところで、これが準備書というところに該当するかと思います。
　第３段階ですけれども、その一度作った準備書について、さまざまな方から御意見をいただ

いて、修正、補正を行って評価を決めるというところが第３段階でございます。これが一般的に評価書と言われているところでございます。

その後、事業着手にかかりまして、今までは予測しかしておりませんでしたので、実際に工事や事業を行っている中で実際に環境影響のフォローをするというのが第４段階、環境保全措置や事後調査と言われるところでございます。

各それぞれの段階ごとに情報交流をしていただくということで、一番下の括弧に書いております、多様な人たち、例えば周辺の住民の方や環境関係の専門家の方、あるいは行政機関など、多様な方々との情報交流をしながらよりよい計画、アセスメントを実施していただくというような流れでございます。

その下の環境影響評価制度の基本的性格ということでございますけれども、１つ目の丸に書いてありますとおり、よりよい環境配慮を行うことを支援するための情報交流の手続ということです。

ということで、２つ目の丸に書いていますが、許可基準や審査基準というようなものがあるものではございません。対象事業や手続を定めるということで、実際に実施の有無を決めるようなものや規制ではなくて、事業者のセルフコントロールの考え方で進めていただくというような性格のものでございます。

１枚はぐっていただきまして、３番ですね、条例の審査実績でございます。鳥取県の条例につきましては、平成１０年に条例が制定されて、１１年に施行されたものでございますが、今までの審査実績といたしましては１件のみでございます。現在進行中ですが、１番、東部広域行政管理組合のごみ焼却炉でございます。これの手続の進行状況といたしましては、現在、準備書の知事意見を提出しておりまして、近々評価書が出てくるのではないかという段階でございます。その下の表に２、３、４と３つありますけれども、これは法律のアセスであったり、あるいは事業者による自主的なアセスということで、条例改正後、法や自主的なものも合わせて４件アセスが行われてきている状況でございます。

その次のページ、７ページでございます。先ほど申し上げましたとおり、法律が改正されて、それを踏まえた条例改正を検討しておるということで御説明いたしましたが、具体的な中身でございますけれども、左から３つの列が法律の関係、一番右の列が条例の関係でございますが、一番左の項目のところですけれども、上から４つ目、（３）番、方法書における要約書作成と説明会開催の義務化、それから（４）番、電子縦覧の義務化、これにつきましては既に平成２４年４月に法律の方は施行されておりまして、条例の方も、一番右の方に書いてますが、法律に合わせるような形で改正済みでございます。平成２４年４月に法律と同時に施行をさせていただいておりまして、この件につきましては審議会の方で既に御報告済みでございます。

現在検討中であるのが黒い太枠で囲ってある（１）－２、風力発電所を対象事業に追加することと（２）計画段階配慮書の手続の新設、それから（６）番、環境保全措置等の公表の手続の具体化ということで審議中でございます。その他、県独自の検討内容ということで、その他の検討もしております。

今後の主なスケジュールですけれども、本日、答申の方をいただけるようであれば、２月下旬の方に改正案を県議会の方に付議いたしまして、４月１日施行を目指しているところでございます。

はぐっていただきまして、資料の１－３からでございます。もう１枚はぐっていただきまして、ページ番号１０ページをごらんください。そのような条例の方針に基づきまして、県の条例の改正案の方を作成いたしまして、パブリックコメントを実施したところでございます。

１０ページにそのパブリックコメントを実施したときの改正案の骨子が書いてございます。これは９月の段階でパブリックコメントを実施させていただいたんですけれども、全環境審議会委員の皆様にもこの資料の方はお配りして、意見をいただいていたところでございます。

もう一度改正案の骨子の説明をさせていただきますと、まず１番、法（政令）改正に伴う条例等の改正ということで、（１）番、計画段階配慮書の手続の新設でございます。これにつきましては、法律のところを見ていただくとわかるんですけれども、事業の早期段階における環境配慮を図るために、事業の位置、規模等を選定する段階、いわゆる計画立案段階において環境の保全のために配慮すべき事項の検討を行い、その結果を計画段階配慮書として作成、公表することを義務化するという内容でございまして、鳥取県では条例の中にはこのような規定はございませんでしたので、県の条例にも同様の内容を義務化するということで、改正案とさせていただいていたものでございます。

次のページ、１１ページのフロー図をごらんください。黒い文字のところが現行の条例の流れ図でございます。赤いところが改正案でございまして、一番上の赤いところに配慮書と書いてありまして、その下に方法書というふうに左の端に書いていますけれども、配慮書と方法書の間に、四角で囲っておりますけど、対象事業に係る計画策定と書いてございます。今までは対象事業の計画ができ上がってから、計画の中でどのようにアセスをしていくかということを決めていたものですけれども、この配慮書という手続は、実際の計画が定まる前、事業の位置や規模を検討している段階から環境の配慮について調査・予測等をして、住民等の意見を伺うという制度でございます。今までの制度にもう一段階、早い段階で手続を課すという内容でございます。

戻っていただきまして、１０ページの（２）でございます。事後調査報告書の公表の義務化でございます。こちらにつきましては、法のところにも書いてございますとおり、事業着手後、環境保全措置の実施状況を明らかにすることは環境影響評価後の環境配慮の充実に資するということから、環境保全措置の実施状況について公表等を義務化するというものでございます。鳥取県の条例の場合は、既に事後調査という名前で事業実施後の調査を義務づけておりましたが、これの結果を公表するという規定がございませんでしたので、公表を義務化するという部分だけ改正で追加をさせていただきたいというふうに考えているものでございます。そこに書いてますとおり、事後調査というのは事業の工事着手後に当該事業に係る環境影響を把握をするために行う調査ということで、予測ではなくて、実際に着手した段階で調査をしていただくということでございます。

１１ページの一番下の方を見ていただければわかりますとおり、事後調査というのは、評価書まで終わって、許認可が終わって、事業を着手した後の段階でございます。そこの一番下の方、赤い文字で「公告・縦覧（電子）」と書いてありますが、ここの部分が改正予定の改正案の公表の義務化の部分でございます。

１０ページに戻っていただきまして、（３）番、風力発電所を対象事業に追加するということでございます。御存じのとおり、風力発電につきましては、再生可能エネルギーとして導入が期待される一方で、騒音とか低周波音、あるいは希少な鳥類の衝突事故、バードストライクなどと言われていますが、の環境影響が指摘されているということから、風力発電所の設置・変更工事の事業を法対象事業に追加するというものでございます。対象規模は、１種、２種というふうな制度がありまして、義務化されるのは１万ｋｗ以上、１種です。２種は７，５００から１万ｋｗいうことで、これは事業に応じてアセスを実施するかしないかを決定する規模でございます。鳥取県の場合は、風力発電所は条例の対象外でございましたので、鳥取県におい

ても風力発電事業を対象に追加しようということで、条例案の方を作成させていただきました。条例の方も一般地域１万キロ、特別地域７，５００ｋｗ以上ということでさせていただいておりました。

あと、その下、２番、本県独自の検討による条例等の改正ということで、現行条例の見直しということで、特別地域、環境の保全に関して特に配慮を要する地域ということで、通常よりも小規模な施設からアセスを実施していただいておるものでございますが、新規追加として東郷池及びその流域を追加したいと、それから、湖山池及びその流域につきましては、範囲と根拠を明確化させていただきたいということで、改正案の方を作成させていただいたところでございます。

この内容に基づきましてパブリックコメントを行った結果が、はぐっていただきまして、１４ページでございます。パブリックコメントの実施結果でございます。９月７日から２７日まで実施の方をさせていただきました。意見の件数といたしましては９名の方から１５件の御意見をいただきました。これには環境審議会の委員の皆様の御意見も含んでおります。１６、１７ページにも実際に環境審議会の委員の皆様からいただいた意見だけを抜粋して記載しておりますが、再掲でございますので、１４、１５ページの方で御説明の方をさせていただきたいと思います。

まず、１４ページの方をごらんください。①番です。計画段階配慮書手続に関しての御意見でございます。これは審議会の安田委員の方からいただいた御意見でございますが、前倒しの環境影響評価に役立つと、事業者の自己申告なのかということでございますけれども、対象事業を実施しようとする事業者に対して手続の実施を求めるというようなこととしております。

それから、②番です。事後調査報告書の公表の義務化につきまして、２件御意見をいただきました。そのうち１件は、これも安田委員の方からいただいております。事後調査報告書は環境影響評価に資するもの、事後調査を実施しない場合とあるが、その想定の根拠は事業者の意思、意欲かということで、御質問かと思いますが、いただいております。事後調査を実施する、しないということにつきましては、実は技術指針に基づきまして、予測の不確実性の程度が大きい選定項目の環境保全措置を講ずるときや、効果に係る知見が不十分な環境保全を講ずるときなどに行うということとさせていただいております。これは国の考え方と同じでございます。

それから、③番目です。風力発電所を対象事業に追加ということで、一番多い７件の御意見をいただきました。７件のうち最初の４件につきましては、主に風力発電の対象事業をもっと下げるか、あるいは対象規模自体をなくしてすべての事業を対象にしてはどうかという御意見でございました。一番上の御意見が環境審議会の福田委員の御意見でございます。対象事業に風力発電所が加わることは大いに評価するが、事業規模が一般地域１万ｋｗ以上等なのは疑問だと。運用中の風力発電施設建設ガイドラインの適用が、これが総出力５００ｋｗ以上となっておりますが、と矛盾していると。野鳥等の繁殖のための生息環境が受けるダメージの程度は風力発電所の規模の違いほどの差はない。騒音、低周波音の対策上、できるだけ小規模にすべき。一般地域の対象規模は５００ｋｗ以上、特別地域は５００以上７，５００ｋｗ未満とすべき。希少な野生動植物保護のための配慮と地域住民の方たちが受ける影響を極力少なくするためにも再考を願うということで御意見をいただいております。

以下、残りの３つの意見も、やはり今までそういうガイドラインのような基準などがあってチェックをしていたのに、景観とか、あるいは低周波音、シャドーフリッカーなど、規制緩和になるのではないかということで、もっと規模を下げるか下限値を設けないようにしてはどうかという御意見でございました。

ここで出てきております風力発電施設の建設ガイドラインでございますけれども、ちょっとこれについて、今まで説明をしたことがなかったかと思いますので、少し説明をさせていただきたいと思いますが、１９ページをごらんください。資料１－４でございます。１９ページの資料１－４に風力発電施設建設ガイドラインというものがございます。の概要を載せております。これは平成１９年３月に制定したものでございまして、事業者が自主的に遵守すべき事項について示しております。適用範囲が５００ｋｗ以上ということで、記載内容は、土地の利用関係ですね、これは既に規定されている土地の規制を列挙しているだけでございますが、それから（２）番から（６）番までに騒音、電波障害、景観、動植物、その他ということで、風力発電施設を設置したときに特に環境面で問題になりそうな部分についての環境配慮を求めているという内容になっております。

２番に建設の進め方ということで、どのように進めていくかということも書いてございます。ということで、これ、あくまで行政指導ではございますが、このようなガイドラインに基づいて指導の方は現在までしてきていたところでございます。このようなものがあるので、規模をもっと下げたらどうだというようなことで御意見をいただいております。

これに対する対応でございますが、その右側に書いてございます。御意見の内容に加えまして、県内の既設風力発電施設の状況、県内、今、４１基の風力発電施設がございます。これの苦情であったり、あるいは風力発電施設独特の特性などがございますので、そのような観点、それから今後の導入見込みですね、増設も含みます今後の導入見込みなども含めまして、パブリックコメントの案が一般で１万ｋｗ、特別で７，５００ｋｗ以上としておりましたが、さらに小規模な施設から条例の対象とさせていただきたいというふうに考えております。

具体的な内容につきましては今検討中でございますが、１，５００ｋｗ程度を軸に検討をさせていただいております。これは現実的に今後設置があるであろう規模の１基当たりの規模が大体１，５００ｋｗ、今も１，５００ｋｗ以上、今後はどんどん風力発電施設１基当たりの規模は大きくなってくる傾向でございますが、現実的に設置可能な可能性がある１基単位でいうと１，５００ｋｗではなかろうかと思いますので、一応１，５００ｋｗ以上ということを軸に検討の方をさせていただいております。１基単位で対象になれば、ガイドライン自体ももう意味がなくなってくるのかなと思いますので、ガイドラインはあわせて廃止ということで、全国でも最低レベルの条例の基準になるのかなと、このとおりになればですね、ということで検討はさせていただいております。

なお、それ以外の意見で、規制のことが書いてございましたが、基準を定めた規制というのはアセス法や条例ではなくて個別法あるいは個別条例で、環境の各個別法で実施しておりますので、その辺はアセス条例の対象規模にかかわらず定められているというところでございます。

それから、次のページでございます。残りの風力発電施設に関する御意見につきましては、賛成や質問的な内容でございました。

それから、④番でございます。特別地域の見直しということで、これも安田委員の方から御意見をいただきました。東郷池流域の追加と湖山池流域、湖山川流域の境界明確化はよい。流域の境界が明確に設定できるのか、海岸部の分水界は明瞭か、排水系統は把握できるかということで御質問をいただいております。流域の境界につきましては、それぞれ東郷池の水質管理計画と湖山池の水質管理計画によって、海岸部の分水界も踏まえて規定の方をさせていただいております。線引きの方はもう既にさせていただいております。また、排水系統につきましては、対象事業者が環境影響を検討する際に明らかにしていただくこととなっております。

それから続きまして、⑤番です。全体その他の意見ということで、４件ほど御意見をいただ

きました。一番上の御意見でございます。電磁波や低周波も評価項目に入れてほしいということと、対象となる施設や道路など規模が緩いということで御意見をいただいております。まず、環境影響評価の項目でございますが、これは事業ごとに事業特性や地域特性を勘案して適宜選択することになっております。ですので、その事業の内容に応じて、場合によっては電磁波や低周波が対象項目になるということもあるかと思います。規模が緩いという点につきましては、規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるものとして今設定をしておりまして、直ちに見直しが必要な状況とは認識はしていないところでございますが、今後の検討の参考とさせていただきたいと思います。

２つ目の御意見でございますが、評価書作成は事業者のみが実施すべきではなくて、公平な評価のために県、民間なども多面的に評価すべきという御意見をいただきました。これにつきましては、評価書のもう一つ前の段階、準備書の段階で一般の方々や市町村長、知事、もちろん専門家の方々からも御意見をいただいて、内容を修正して評価書というふうにさせていただいておりますので、多面的な評価についてはなされているのではないかというふうに考えております。

それから、最後の御意見でございます。これは、本日御欠席ですけれども、鶴崎委員の方からいただいた御意見でございます。対象事業の範囲で、対象となる事業には、工事による直接改変を含むものに限らず、その事業によって対象規模を超える面積の環境改変を生じるものも含むとの文言も入れてもらいたいと。理由としては、湖山池の高塩分化事業が堤やダムなどの対象規模を超えているが、アセスメントをやらずに実施されている。法や条例の精神に照らせば当然アセスメントをすべきだと、少なくとも自主アセスをすべきだと、対象だが、工事の有無などについての規定が明確でなく、対象事業に当たらない言いわけができる余地があり、条例の不備だと。この点を明確化し、工事を伴わない場合でもその事業で大きな環境改変が伴う場合ははっきりと対象事業であることがわかるようにしてもらいたいという御意見でございました。

これにつきましては、アセス条例における事業というものは、特定の目的のために行われる一連の土地形状の変更や工作物の新築、増改築のことをいいまして、対象事業の種類や規模につきましては、条例等に限定列記及び数値により明記しているところでございます。１２ページの表をごらんいただければわかるとおり、具体的な事業の種類がはっきりと決まっておりまして、それぞれの事業の種類ごとに例えば何ヘクタール以上とか何万ｋｗ以上とかということで、具体的な数値で対象がわかるようにしてございます。戻りまして、御意見の内容では具体的にどのような事業（行為）や環境改変の規模（程度）が対象となるか明確でなく、また、これらを具体的に類型化するということも、ちょっといろいろなパターンがあり過ぎて非常に困難ではないかということでございます。条例対象として事業者に義務を課すためには、その義務の範囲をあらかじめ明確にしておく必要があるということから、御意見のような事業についてはアセス条例の対象として一律に手続を課すのではなく、事業に応じた自主的な環境影響評価の取り組みに関して継続して検討をさせていただきたいなというふうに考えております。

この御意見につきましては、この回答につきましては事前に、本日御欠席ということでございましたので、鶴崎委員の方に説明の方をさせていただきまして、了解の方をいただいております。この回答するに際して事前に環境法の法律の専門家の意見等も聞きまして、事業者に義務を課すためには、やっぱり対象は明確にする必要があると、とはいえ、そういう法律や条例対象外の事業の扱いとして、例えばスモールアセスというような、アセスメント学会が提唱しているんですけど、そういうような考え方もありますので、ただ、なかなか知見がまだ十分で

はございませんので、そういうのも含めて自主的なアセスの取り組みについて継続検討ということで御了解をいただいております。

パブリックコメントの意見とその対応については以上でございます。

このような内容を踏まえまして、最終的な答申案でございますが、右肩１－６と書いている１枚物の資料をごらんください。答申案と書いてございますが、まず１番、風力発電事業の対象規模以外の内容は、パブリックコメントにおいて提示させていただいた改正案のとおりとさせていただきたいと思います。

２番、風力発電事業の対象規模につきましては、パブリックコメントにおいて提示した改正案よりもさらに小規模な事業から条例の対象とさせていただきたいと思っております。

３番、鳥取県環環境影響評価条例の改正条文につきましては、事務局において精査させていただきたいということとさせていただきたいと思います。

ということで、私の方からの説明は以上でございます。

○日置会長　詳しい御説明、ありがとうございました。

それでは、引き続いて企画政策部会での審議結果について、部会長である細野委員より御報告いただきたいと思います。

○細野委員

企画政策部会におきましては、ただいまお示しいただいた答申案のほかにも幾つか代案も付しまして審議をさせていただいております。双方の案につきまして、いろんな角度から議論をさせていただきました。その結果を踏まえて適切な案をつくっていただいたと思っておりますので、御理解のほどをよろしくお願いしたいと思っております。

○日置会長

ありがとうございました。それでは、本件について質問、御意見をお願いいたします。

○一澤委員

済みません。１４ページの②番、事後調査報告書公表の義務化のところの対応方針についてお聞きしたいんですけれども、ちょっと理解が不十分で申しわけないんですが、事後調査は、技術指針に基づき、予測の不確実性の程度が大きい項目の環境保全措置を講ずるときは、その次の項目があったときに行うものとしていますというふうに書いてありますけど、これは県の方がそう判断するということなんでしょうか。

○後藤田補佐

判断につきましては、まずは事業者の方が判断をしていただくことになります。ただ、これが準備書の中に掲載してございまして、その内容につきまして、適当かどうかにつきましては、アセス審査会という専門家の委員の集まり、それから、これ、公告、縦覧いたしますので、住民の方々の御意見、あとそれから我々県とか市町村の行政側の意見など、そのような意見を集めまして、最終的に知事意見として、もし意見があれば知事意見としてお返しして、例えばこれが不十分ではないかとか、この程度で大丈夫であろうとか、その辺につきましては意見を申し上げるということになっておりますので、一義的にはまず事業者がつくりまして、それに対してさまざまな意見を集約して、知事から意見を申し上げるという流れでございます。

○一澤委員

事業者としては、面倒もありますし、できればしないで済ませたいというところもあるのかなという気がしましたので、そういうところで、県の方の目も届くということでしたらよいかと思います。ありがとうございました。

○日置会長

では、ほかにいかがでしょうか。

○福田委員

風力発電所の規模ですね、これ、先ほどの説明の中に、対応方針の中に、さらに小規模な施設から条例の対象としますということで、具体的な何か数字があったように思うんですが、ちょっともう一度御説明いただけませんか。

○後藤田補佐

答申案の中ではより小規模と書いてございますが、現在検討中なのが１，５００ｋｗでございます。今後想定されるであろう１基単位で対象にしたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○福田委員　そうしますとね、泊村、県内では一番最初に泊村でやられましたね。あれ１基は１，０００ｋｗないですね。

○後藤田補佐

泊の分はですね、あれは６００ｋｗでございます。風力発電設置のはしりのころは比較的そういう行政機関が小規模なものを設置するというような事例もございましたが、現状、事業者の流れから考えると、どんどん１基当たりの規模も大きくなっておりますし、数もどんどん多い、基数も多い状況でございますので、現実問題として、１，５００ｋｗより小さいものというのはなかなか想定しにくいのかなというふうに考えております。

ちょっとお待ちください。

○白石課長

同じように私どもの環境立県推進課の方でも再生可能エネルギーの促進の方をやっておりまして、いろんな事業者の方にお話を伺っております。現在も設置されてます、いわゆる売電をされているようなところは大体１，５００ｋｗが主流になっておりますけれども、今後の話を聞きますと、さらにやはり大型化の傾向にあるようでございますので、基本はやっぱり１，５００ｋｗあれば、それに満たないものは今後もうなかなか出てこないのではないかなというふうに予測をしております。

○福田委員　それはさらに大型化の方向にあるからという思いだけででしょう。

○白石課長　思いといいますか、現実問題、現在、例の固定価格買い取り制度というものがこの７月から……。

○福田委員

何かそのあたりが抜け穴になりそうな僕はちょっと気がするんですけどね。例えば空山は３基立ってますけど、あれ１基幾らですかね。

○後藤田補佐

空山の分は１基当たり１，０００ｋｗが３基でございます。今後は、今、白石課長から御説明ありましたとおり、事業者の方は恐らくもうけにならないことはしないであろうという中で、事業者に意見をお聞きする中では、やはり小規模なものというのはペイしないというようなことで、なかなか想定しづらいということで、１，５００ｋｗということにさせていただいております。

○福田委員

私ね、規模ももちろんそうかもしれませんけども、自然に手をつけるということ自体がそもそも前段からすごく注意を払わないけんことだと思ってるんですよ。ガイドライン作成のときもちょっと私、関わったんですが、こういう風車を建設する前提になるのが、そこにいい風が吹くかどうかということですね。だから建設に先立って各事業者は風況観測のタワーを建てま

す。それもほとんど事業者以外は知らない段階でやっちゃうんですね。例えばそのエリアにクマタカが生息していたとします。ポール１本だからということなんでしょうけども、そのエリアにクマタカがどういうふうな利用しておるかということが全く把握されないままに、彼らの営巣エリアの中でぼっと大きな工作物が突然建つんですよ。だからガイドラインのときにも風況タワーを建てる以前に調査をやって問題ないということであれば、そこに風況タワーを建てましょうというぐらいの僕は厳しい意見を出した記憶があるんですけども、１，５００とか、例えば１，０００であっても、すごく私は違和感を感じるんですね。特にね、これは他県の例ですけども、静岡県、すごく静岡では風力発電機でざわついているところです。それから、あの県ではかなり、ここでは１，５００という一つの方針を出されてますけども、それよりもさらに低い段階で対象としようという、これはもう既に決まっているのかな。になっているような記憶があるんですけども、もう少し御検討いただけるとありがたいなと思うんですけども。私の意見は以上です。

○後藤田補佐

まず、この条例の検討に際して、各都道府県の検討状況についても調査をいたしております。静岡県につきましては、１種は７，５００、２種が１，０００ｋｗということでございますが、ここでいう１種と２種というのは鳥取県の条例とちょっと意味合いが違っておりまして、１種は必ずアセスをしていただく必要がある。これは７，５００ｋｗ以上です。２種というのは、事業の内容や、あるいは立地状況を踏まえて、アセスをするかしないかを判断するというルールになってございますので、鳥取県の場合は、これ、１，５００以上だと義務になりますので、済みません、１，５００という話ばっかりじゃなくて、まだ決定ではないんですけれども、１，５００ともしなれば、必ずしていただくということになりますので、ちょっと意味合いが違うのかなと。

あと、ほかの県で義務として１，５００より低い条例があるところは、私どもの調査の中ではないと、都道府県の中ではないというふうに理解しております。

○福田委員　わかりました。

○日置会長　福田さん、とりあえずはよろしいですか。ほかにはいかがでしょうか。

一澤さん。

○一澤委員

１５ページの鶴崎先生の御意見のところで、１５ページの一番下の項目なんですけれども、湖山池の事業はアセス条例では対応してないということですけれども、物理的に改変がなくとも、あれだけの大きな体積、水質が変わるだけではなく、汽水と淡水では全く異なる環境ですので、生態系に対しては、物理的に改変があるよりも大きな影響があったと思うんですけれども、これがこういった条例の対象にならないというのは、今後やっぱり考え直していくべきではないかなと思います。現在は対応できないということでも、今後はこれだけ大きな生態系が変わってしまうというような事業については、何らかの条例でも対象にしていくべきではないかなと思いますので、ぜひ考えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○後藤田補佐

ありがとうございます。御意見として伺っております。少々お待ちください。

○中山部長

若干付言させていただきますと、アセス的なものを全く湖山池の場合にもやってないわけではありませんで、鶴崎先生の御意見はいろいろありますけれども、アセス的なものは実施している部分がございます。それと、今回は条例の対象の範囲にとりあえず除外いたしましたの

は、先ほど法律の専門家等の意見等でもありましたように、アセス条例の中に実際規定いたしますと、事業者にどんな範囲でどんな行為を求めるのかというのがかなり詳細に決めていく部分がございます。その意味で、今後の検討課題という形でちょっと預からせていただいて、先ほど環境学会の中でも、例えばスモールアセスですとか、あるいはミニアセスも若干どんな範囲を規定して、じゃあどんな項目をやるとスモールアセスを満たすのかという、知見をそろえて、また検討をちょっと深める必要があるという格好で、将来的な課題として送らせていただくという趣旨で御理解いただけたらと思います。

○日置会長　よろしいですか。

○一澤委員

抜け道ができるのでないかと思って、そういうあいまいなところにも対応していけるようになるといいなと思っています。ありがとうございました。

○日置会長　どうぞ。

○香川委員

アセスの対象になる事業なんですけども、これは建築、新設とか改良とかだけなんでしょうか。これからの世の中の動きを考えると、撤去とか、既設構造物を壊すということもあり得ると思うんですけども、そういった場合はこれは対象にならないのでしょうか。

○後藤田補佐

貴重な御指摘ありがとうございます。実は、国の検討の中でも今後の課題ということで、撤去の部分については課題になっております。現状ではおっしゃるとおり、今のところは対象にはならないということでございますが、国の方もそういう課題があるということは認識してございますので、国の動向も踏まえながら、私ども県の方も必要性につきましては今後検討の方をさせていただきたいなというふうに思っております。

○香川委員

そうであれば、湖山池の問題に関しても、既につくってある水門を撤去するのと同じ状況にしたわけですから、そういう考え方も適用できるんじゃないかなとちょっと思いました。以上です。

○日置会長

ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

そうしますと、この件については、答申案は先ほど１－６で示していただいたようになっておるんですけども、これの２番ですね、２番については、具体的な数値はここに書かれておりませんので、今後さらに小規模な施設から条例の対象とするということで、その数値については詰めをしていくということになる。その中で、福田委員の御意見は、現在、腹案として内々的に考えられている１，５００ｋｗではまだ不十分なのではないかという御意見だったと思います。

それから、既存施設の撤去とか環境の質の大幅な改変というような今まで想定してなかったような内容については、ここの答申案には書いてないので、今後の検討課題とするというようなことなのかなというふうに思います。

問題は、この２番ですけども、いかがでしょうか。一つの案としては、答申はこのとおりと、案のとおりとし、そのさらに内容ですね、特に２番の規模については、会長、それから部会長の方で県と詰めるということで一任させていただけないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

福田さん、いかがですか。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

環境影響評価については、御存じかと思いますけども、まだ法的に位置づけられてから制度上の日が浅いこともありまして、実際の案件は、法アセス施行後、進行中のものが非常に多いんですね、全国的に見ても。それから制度自体も、今回たしか、ことし１５年目ですけども、１３年目に法が大幅に改正になったということで、制度自体が多分１０年単位ぐらいでどんどん進歩させていくようなものになっていますので、さまざまな御意見を踏まえて、今後、より先進的で、より環境によいような、そういう条例として進化させていくということを前提とした上で、今回はこの答申案ということでいかがかと思いますが、それでよろしいでしょうか。

では、そういったことにさせていただきたいと思います。

それでは続いて、議事の２つ目の環境審議会の運営要領の改正について県から御説明をお願いしたいと思います。

○白石課長

そうしますと、資料の２をお願いいたします。これはそもそもがとっとりの豊かで良質な地下水の保全及び持続的な利用に関する条例、いわゆる地下水条例というものが制定されたことに伴いまして、枠で３つ囲っておりますけれども、影響調査に関する事務、それと採取計画の変更命令に関する事務、それと重点保全地域の指定等に関する事務ということをそれぞれ鳥取県環境審議会の意見を聞くということで定めさせていただいています。この地下水条例につきましては、また後の報告のところで詳しく御説明いたしますけれども、この運営要領の方では、この３つの条文の関係で、県の環境審議会の意見を聞くということを定めましたものですから、運営要領をめくっていただきまして、新旧対照表を書いてございますけれども、現在は、真ん中あたり、５条のとこを見ていただきますと、温泉部会というのしかございません。地下水というのが今まで全然規定されておりませんで、こちらの方に改正をいたしまして、温泉・地下水部会ということで、新たに地下水のことを盛り込まさせていただきまして、審議ができるようにいたしたいと思っております。

そこで、あと、特別委員ということで、事案によりまして特別委員さんを加えさせていただくということで、審議の方をしていただければなというふうに考えております。これが改正の１点目でございます。

もう一つでございますけれども、３ページの方、第６条の方を見ていただきますと、部会の議決は、会長の同意を得て、審議会の議決とすることができるという状況がございます。現在も実際に会長に報告をしておりましたけれども、他の委員さんに報告する規定というのを盛り込んでおりませんでしたので、今回、実際にはしていたんですけれども、規定の整備をさせていただきまして、その第２項に、会長は、第１項の同意をしたときは、その同意に係る決議を総会に報告するというような形で盛り込まさせていただいたということでございます。

この２点につきまして、変更をさせていただいたということでございます。

以上、簡単でございますけれども、審議会の運営要領の改正について御説明させていただきました。

○日置会長　ありがとうございます。

今回、地下水の条例ができることに伴う比較的形式的な改正と、それから、第６条については会長同意に関することについて明記したということでございます。はい。

○白石課長

１点漏らしておりました。最後に、４ページのところに所掌事務、別表になりますけども、所掌事務のところも温泉・地下水部会のところの下線を引いてますところを追加させていただきました。済みません。補足でございます。

○日置会長　了解いたしました。

部会の名称も変更になるということですね。

○白石課長　温泉だっただけのやつを地下水も加えたところの部会に名称は変更させていただきます。

○日置会長　では、このことについて御質問、御意見をお願いします。ございませんか。

これについては特に御意見もありませんので、この案のとおりで運営要綱とするということにしたいと思います。

ここで、運営について、事務局から少し御説明があるんでしょうか。

○白石課長

そうです。失礼いたします。

事務局からの報告でございますけれども、細野企画政策部会長から、前回、８月のときに、湖山池に係る報告の件を踏まえまして、報告が県にございました。総会への報告事項のうち、必要に応じて関連する部会、これは合同部会も含めてなんですけれども、そちらの方に事前報告をしてから総会に報告すると、そういうような方法があってもいいのではないかと細野部会長の方から御提案がございました。このことを日置会長とも相談させていただきまして、会長が認めた場合には、必要に応じてそうした報告形式もとりたいということでさせていただきたいと思いますので、これを御了解いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○日置会長

つまりこういった案件について必要というふうに会長が認めた場合には、いきなり総会に報告するのではなく、まず部会、ないしは合同部会に報告をしていただいて、その後に総会に報告をしていただく。そういうことですね。

○白石課長　そういうことでございます。

○日置会長

よろしいでしょうか。部会の方々がいきなり総会で、そんな話聞いてないということにならないようにということでございます。

では、そのように今後運営していきたいというふうに思います。

続きまして、報告事項に移りたいと思います。

報告事項、結構幾つかあるんですけども、事務局からとりあえずまとめてお願いします。資料の順番どおりかどうかわかりませんけども、まとまりのあるような形で御説明をいただければと思います。

○濱江課長

そうしますと、公園自然課の濱江でございます。資料が３、４と飛ばしていただきまして、資料５の１、２、３というところの公園自然課部分のところの説明をさせていただきます。

本案件につきましては、９月６日の鳥獣部会におきまして、専決審議させていただきまして、承認を得ていたところでございますけれども、今回、この場で御報告させていただきたいと思います。

芦津鳥獣保護区芦津特別保護地区の再指定についてということでございますけれども、資料５－３に地図が載っているかと思いますけれども、皆さんも御承知の場所かと思いますけれども、芦津ですけれども、智頭町の東部、東側に位置しておりまして、若桜町との境界線のところにございます。ここに芦津の鳥獣保護区がございまして、赤い線で囲っておりますけれども、その中に特に重要な特別保護地区というものを設定させていただいております。今回は、この特別保護地区について審議をさせていただいたという内容でございます。

資料５－１の方に戻っていただきまして、１の特別保護地区の概要でございますけれども、面積が２６７ヘクタールございます。内容としましては、国有地が８８ヘクタール、県有地が９５ヘクタール、町有地が８４ヘクタールという内訳になっております。今回、再指定ということで、期間を平成２４年１１月１日から平成３４年１０月３１日までの１０年間ということで再指定させていただくことといたしました。

指定目的でございますけれども、線を引かせていただいておりますけれども、この地区におきましては、冷温帯の落葉広葉樹に天然杉等の針葉樹天然木が混交し、多様な動物相が示されているということと、豊かな自然を有する区域で、多様な鳥獣が生息しているということでございまして、ちょっと飛びますけれども、４の鳥獣の生息状況等というとこにも書いてございますけれども、天然杉が当然あるわけでございますけども、そのほかにもミズナラ、トチノキ、カエデ等、針葉樹、広葉樹が混交しておりまして、特に急峻な地形ということがございまして、人間活動が制限されてきたという地域でございまして、冷温帯の多様な動物相が残されてきているという貴重な地区でございます。

また、動物相におきましても、手つかずの天然林が残されておりまして、攪乱の少ない生息環境で、ツキノワグマやヤマネ、ネズミのようなものですけれども、に代表される奥山の動物相が維持されてきた地域でございます。ということがございまして、この特別保護地区を１０年間再指定させていただきたいということで、審議させていただきました。

今後の方針でございますけれども、前後しますけれども、２の特別保護地区の保護に関する指針でございますけれども、この特別保護地区を守っていくために、鳥獣のモニタリング調査等を通じまして、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努めていきたいと。現在、特定外来生物種のソウシチョウ、スズメに似たような鳥でございますけれども、そういったものが確認されるようになってきておりますので、そういったものにつきましても対策を検討しつつ、監視を続けていくと。また、ニホンジカも増加が著しくふえておりまして、被害自体はまだございませんけれども、こういったニホンジカの生息状況によっては、個体数管理や侵入防止柵の設置等の対策を土地の所有者であります国、県、町と連携をいたしまして、積極的に推進していくという指針を掲げさせていただいております。

こういう中身で芦津鳥獣保護区芦津特別保護地区の再指定ということを鳥獣部会の方で承認させていただきました。以上でございます。

○日置会長　引き続きお願いいたします。

○広田課長

それでは、資料３から、私、水・大気環境課の広田といいます。さき方、運営要領の改正案でで話のあった地下水条例の方の話から御報告をさせていただきたいと思います。

お手元の資料３をお出しいただけますでしょうか。昨年８月の第１回環境審議会でも概要等の報告、パブコメの結果等も報告させていただいたところですが、さき方部長の方からの報告ありましたとおり、９月議会に上程して、昨年１１月議会で成立したものでございます。

条例の概要でございますが、まず、前文の方で趣旨等を記載させていただきましたが、緑豊かな自然環境に恵まれた地下水が鳥取県にはあって、それらは産業の健全な基礎となるばかりか、県民共有の貴重な財産であるということで、それらについて、今、利用がふえてきて、枯渇に対する不安が高まっている中で、みんなが一体となって地下水の保全に取り組んでいこうという格好で趣旨を述べさせていただいたところでございます。

目的としましては、今申し上げました趣旨を踏まえて、必要な規制等を行うことで、持続的に利用できる環境を守っていこうということにさせていただいたところでございます。

県、事業者、県民それぞれの主体となる責務についても明確にして、例えば県の場合については、知見の充実ですとか水質、水量の保全の関する事業を実施していくだとか、事業者の方については、当然ながら枯渇なり地盤沈下等の防止、さらには適正な利用に努めるというようなことを規定をさせていただいたところです。県民の皆さんに対しても、節水等の適正な利用等の努力規定等も規定をさせていただいたところです。

中心となります持続的な利用に向けての規制的な内容ですが、そこの２、３で、影響調査と採取の届け出ということで、新たに一定規模以上の井戸を設置する場合については、周辺の影響を調査をしていただくという規定を設けさせていただいたところでございます。影響調査を実施するに当たって、影響調査計画書というものを県の方に提出をしていただいて、さき方の運営要領の改正の１番目の点でございますが、この影響調査計画書に対する知事がその事業者に対して意見を述べることにしておりますが、そこの内容について環境審議会の方から御意見をいただいて、修正なら修正なりの御意見を出していくという格好にさせていただこうということにしたところでございます。影響調査計画書をまず出していただいて、それから実際には井戸掘削をし、影響調査に事業者の方は着手をしていただくわけですが、次の採取の届け出というときに、前段で出された影響調査計画書に基づいて実施された影響調査の結果を含めて採取計画を届け出していただくと。影響の有無等についての資料もつけた上で届け出をしていただく。そこに対して、影響がなければよろしいですが、影響調査の結果に対して、こちら、２番目の環境審議会の御意見を聞く一つの内容でございますが、これは影響がある、あるいは影響が出るおそれがあるという場合については、変更命令権限を知事が持っておりますので、その際へのその御意見を当環境審議会からいただいて、適正な採取なりに事業者の方は努めていただくという内容にしようということでございます。

それと、採取の制限ということで書かせていただいておりますが、届け出をしたら、すぐさま採取ができるかということではなくって、６０日間の着手制限を持って、その間に当環境審議会の御意見を聞いたりして、十分精査した上で実施に移れるという格好にしているところでございます。

開いていただいて、裏面でございますが、新たな採取については、ただいま申し上げたように、事前の影響調査なりをきちっと実施して採取していただく格好になりますが、既存の事業者もございますので、そういった既存の事業者も同様な一定規模以上の事業者については、水量測定器を設置して、１年間の採取量をきちっと知事の方に報告をしていただくという格好にして、県下の利用量がこれである程度わかるようになるという格好にしたところでございます。また、鳥取県の方では、地下水に関する知見というのがまだまだ十分でございませんので、事業者の方には水位の測定も一応義務づけて、それらについても年に１回報告をしていただくという格好にさせていただいたところでございます。

あと、万が一事業者の方が、さき方前段で申し上げました計画変更命令だとか、６０日の採取制限に違反した場合等については、措置命令等で採取の停止なり、必要な措置は命ずる権限を持たせております。

それから続きまして、重点保全地域というものがございます。これは、枯渇ですとか塩水化、濁水だとか、地下水の利用が非常に困難、あるいは困難になるおそれがある区域というものを重点保全地域として指定しようということを考えているところでございます。現在、県内でこういった問題が顕在しているような地域はございませんが、今後、例えば利用が増加したり、いろんな状況の変化によってそういった地下水の利用ができなくなる、またはできないおそれがあるような場合について、重点保全地域と指定をして、一定の制限をかけていこうというこ

とを考えているところでございます。この重点保全地域を指定しようというときに、また鳥取県環境審議会の御意見を聞かせていただいて、その地域指定を実施していこうということになります。環境審議会が地下水条例の中ではこれで３つ目の役割を担っていただく格好になりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

この重点保全地域の指定をしますと、採取基準の設定ということで、採取量の上限を定めるですとか採取時間の調整をするなり、一定の採取量の調整を図っていくようなことを考えているところでございます。

あと、そういった採取基準の遵守なり、場合によってはそういう採取の停止等の勧告を行う規定を設けております。

それから、事業者等の相互協力ということで、持続可能な地下水利用協議会というのを１つ目の丸に書いておりますが、地下水条例で対象となる事業者の皆さんで、県下の地下水の水位の状況ですとか、そういったものを皆さんが協力し合って把握をしていこうという規定を当条例に設けたところです。その組織がこの持続可能な地下水利用協議会ということで、みずからの経営資源をみんなで協力して守っていこうという取り組みを規定したということでございます。地下水位の測定なり、その他地下水の適正な利用に資するような事業の実施に関する経費についても採取量に応じてそれぞれ事業者の方から負担をいただくという格好にしようということにしているところでございます。このあたりについては、鳥取県の場合は水道の９７％は地下水に頼っているもんでございまして、市町村からもそういった経費の負担をいただく格好にはなります。地下水を利用している行政も事業者もみんなが協力し合って県下の地下水の状況の把握等に努めていくということにさせていただいたところでございます。

次のページで、雑則としまして、もう既に県内では智頭町、大山町、日南町、日野町、江府町では、それぞれ町の方の条例でもって地下水の採取について許可制等を設けておられますので、その区域については重複する手続は適用しないという格好にさせていただいております。ただし、さき方前段で申し上げました協議会ですね、事業者の皆さんで一緒に県下の地下水の状況を見ていくというものについては、この該当町村の採取事業者の皆さんも一緒になって協力をしていただくという格好に考えております。そういった点では、町に対する資料の提出の要請ということで、町の方からそういった報告を求める格好にしております。

それから続きまして、罰則でございますが、当然ながらそういった届け出をしないですとか命令を守らないとかいう場合については、そこに記載しておりますような罰則の規定も設けているところでございます。

あと、施行期日がことしの４月１日を予定をしておりまして、この１月には事業者説明等ももう既に通知をしたところでございますし、農業者の皆さん方への周知についても、ＪＡさんとかと協力をしながら、今、周知に努めているところでございまして、４月１日以降、きちっとした届け出が出るような格好にしております。

経過措置として、さき方申し上げましたように、既存の事業者さんについても６０日以内にすべて届け出をいただくような格好で適用しておりますので、そういったことで、県下の地下水の利用実態も明らかになってくるかと思います。

最後のページでございますが、届け出の流れですね、さき方言いましたように、事業者の方は掘削前に第１段階として影響調査計画書を出し、その後に井戸を掘削し、影響調査の実施をする。その実施した後に第２段階として採取計画の届け出を出すと。こういった新たな井戸を設置する方には手続を課す。それから、右側の方の事業者の方ですが、採取後でございますが、年間採取量ですとか水位変動、そういったものをきちっと報告をしていただくということにし

ております。

また、下側が、さき方御説明申し上げた協議会のイメージでございますので、また参考にしてください。

続きまして、資料４の方で、アセスの関係の中でも少しお話が出ましたが、湖山池の汽水湖化の取り組み状況について御報告をさせていただきたいと思います。

まず１番目、塩分濃度の状況でございます。グラフの方で、７月から１月の８日までの塩分濃度の推移を記載をしておりますが、今現在、１月の８日時点で４，９５２ということで書かせていただいておりますが、昨日現在では４，８００ぐらいに塩分濃度は下がってきております。実際には、こちら環境審議会でも御報告した将来ビジョン、湖山池の将来ビジョンでは、塩分濃度は２，０００から５，０００の範囲内で管理をしていこうということを御報告させていただいたところですが、昨年の夏は非常に高温少雨の、ちょっと特異な年でございましたもんですから、湖内流動の促進を優先させて、湖内の貧酸素状態を解消するために塩分濃度がちょっと高くなって、その間が７，０００から７，５００ぐらいまで上がってしまいました。ただ、そういったことを踏まえて、東郷池やなんかではアオコが出たりとか、全国では、霞ヶ浦とかも今までにないようなアオコが大発生しておったようですが、湖山池についてはアオコ等の発生は見られなかったところです。今後はそういった塩分管理に努めてまいりたいと思います。

２番目でございますが、水質の状況でございます。ちょっと小さいですが、ＣＯＤですとか透明度、全窒素、全燐等、記載しております。上と下の棒が過去５年間の最大、最小の値でございます。およそ過去５年の変動の範囲内で大きく改善をしているというようなことはございませんが、年が明けてからの湖山池の状況というのを地元の方が言われるのは、非常に透明度が高くて、とってもきれいだというお声は聞かせてはいただいておりますが、まだまだこの水質の変化については長期的に経過観察する必要があろうというぐあいに判断しているところでございます。

それから、開いていただいて、２ページ目、ちょっとページは打ってないですが、底層の溶存酸素の状況ということで、４月から溶存酸素が３ミリグラム以下の範囲内をちょっと示しております。３ミリグラムというのは、大体生物が生きれる最低の溶存酸素濃度が３ミリグラム／リットル以下ということで、やっぱり北側の深いところがずっと貧酸素な状況が見られて、ずっと８月に向けて貧酸素な面積が広がっております。ただ、一番下側のグラフを見ていただきますと、右側、平成２３年の８月１１日の状況が見えますが、ほとんど昨年は全面が貧酸素な状況でございましたが、ことしの８月の状況では中心部を中心にということで、貧酸素の区域の減少も見られたところでございます。

次のページとかについては、９月、１０月ということで、１１月にはもう既に底層の貧酸素状態も解消されて、湖内がほとんど同一な塩分濃度になっているところでございます。

続きまして、次のページでございますが、水生植物群の変化についてでございます。もう既に皆さん御存じのとおりで、湖山池は昨年まで非常にヒシとかの大発生があったところでございますが、昨年の夏にはほぼ皆無の状況であったということで、そちら、写真を示しております。ちょっと暗いですけど、全く見られませんでした。ただ、ヒメガマですとか福井川の河口部にありましたハスとかの部分については非常に減少しております。ただ、ハスにつきましては、福井の公園内に淡水のワンドを造成して、既にもう保護しておりましたハスをそちらの方に移植をして、またそちらの方で生息ができるような対応を年度内にとるようにしておりますので、そういったところでまた継続した生息状況が見られるものだということに思っておりま

す。

下側の方には、平成１８年の水生植物の群落と平成２４年の８月の状況を示しておりますが、水色のヒシ群落、西側の方がずっと大体青で一色になっておるわけですが、そういったヒシは見られない状況で、ヒメガマの面積も大分減少しているということで、ヨシ群落がほとんど影響はなかったかなというようなところが見られたところでございます。

続きまして、次のページでございますが、プランクトンの変化についてでございます。当然ながら汽水性の種が多く確認されるようになっておるわけですが、植物プランクトン、アオコですね、アオコは、ことしの夏と書いておりますが、昨年の夏はほぼ皆無の状態でございました。また、アオコの一部の種類が発生するカビ臭、そういったカビ臭を産出する種も全く見られなかったということです。ただし、８月の初旬とか１１月の初旬、さき方塩分濃度を大分高めたということを御報告したところでございますが、やっぱり塩分濃度が高くて赤潮が発生をして、赤茶けたような水の色になりました。ただ、有害赤潮ではなかったものでございまして、魚介類等への被害は確認されなかったところでございます。

それから続きまして、下側の魚介類の変化でございます。ヤマトシジミについては、一定量放流したわけですが、これまでになく順調に生育して、産卵した個体も多数確認できているところです。そのほかの魚介類についても、湖山池漁協の組合長さんの話ですと、底層にはエサとなるようなゴカイですとかイトミミズ等も発生したり、また、ハゼやコノシロだとか、そういった魚も多く発生すると、魚自体の臭みもなくてとてもおいしいという話を聞かせていただいております。ただ、フナが５月の初旬について、例年、汽水湖化に取り組む前からもずっと５月のころには大量へい死が見られたところですが、８月にもヘラブナの、大型のヘラブナのみですが、大量にへい死がありました。ただ、この種類は限定されるものの、原因というものがちょっと明確ではございませんでした。

あと、既にもう御報告しましたが、カラスガイについてですが、カラスガイについては移植したところでございますが、全滅をしたということで、次のページについては、既に鶴崎先生の方なりからいろいろ御指摘をいただいておったそういう希少動植物への危惧だとか、それから今申し上げましたように移植のカラスガイが全滅したということがございました。ただ、下側の方に写真をつけておりますが、湖山池に流入するため池の方にカラスガイ等が生息を確認しましたので、またそちらの方でもこちらのカラスガイについては適正な保護措置をとってまいりたいということに考えているところでございます。

続きまして、次のページですが、周辺自治会の反応についてということで、周辺自治会の皆さん方にも今申し上げたような報告をして、今後の対応等についていろいろ御意見を聞いたところでございますが、そちらに書かせていただいておるとおり、大半の方々が継続、または少なくとも数年間は経過観察すべきだということで、住民の皆さんはヒシ、アオコの大量発生がない、景観が非常によくなったということで、一定の評価を得たところでございます。

それと、続きまして、次のページでございますが、湖山池会議を１２月２５日に開きまして、この湖山池会議の中では、周辺住民の皆さん方、また漁協の組合長さん、それから日置先生にも御出席をいただいて、生の声を聞いて今後の方針の参考とさせていただいたところでございますが、およそやっぱり住民の方は評価をしてくださいましたが、湖山池の漁協の方については、ヘドロの対策に取り組めとか、また、もっと水門開放してもええんじゃないかというような御意見があったところでございます。また、日置先生の方からも、今後の対応策の一つとしては、河口のつけかえ部分についても検討してみる必要があろうかというような御意見もいただいたところでございます。

続きまして、湖山池のモニタリング委員会第２回を１２月の２７日に開きましたので、その御報告をさせていただきます。

下側の議事の概要でございますが、さき方説明しました水質ですとかそれぞれ生態系の状況について御報告するとともに、鳥類の方についてはこの１月、２月に調査を実施するということで、調査方法について御助言をいただいたところでございますし、水生植物についてはさき方御説明したように、ハスの移植等を行うことを報告したところでございます。

次のページの方に主な意見として、委員の皆さんからいただいた意見としては、植物プランクトンについては２，０００から３，５００程度の塩分濃度が適当だよとか、それから、底生貝類等についての保護措置については、川だとかため池の底泥除去など、そういった御助言をいただいたところでございます。また、魚介類の調査についても、今の定置網の調査方法では不十分でないかという御意見もいただいたところで、今後検討していくことにしております。

次年度のモニタリング計画についても一応了解を得たところでございます。

あと、お手元にちょっと１枚物で、湖山池のビフォー・アフターということで、１月の２２日にとりぎん文化会館の方で衛生環境研究所、あるいは島根大学等で研究なされた方々の湖山池に関する情報提供もございますので、皆さん方、御出席いただければということでございます。

あと、最後、資料６の方です。平成２３年度の公共用水域、地下水の水質測定結果について御報告をさせていただきます。

そちらに書かせていただいておるとおり、河川、湖沼、海域等の水質測定を毎年実施をしているところでございますが、河川についてはおおむね正常になっているところでございますが、下側、湖沼の方についてはやはり富栄養化の状況が見られて、なかなか改善の状況が見られないというところについては変わりません。海域の方ですが、汚濁と書いておりますが、美保湾の１地点が、中海の出口のところが測定点ございまして、そちら、中海の水質の影響がございまして、そちらの汚濁状況になっているところでございます。

開いていただいて、環境基準の適合状況でございますが、今の河川、湖沼、海域等の中の測定点で環境基準を設定しているところについての評価でございますが、河川についてはすべての地点で環境基準に適合しているということ、湖沼については、当然ながらほとんどＣＯＤ、全窒素、全燐等も、中海の１地点は全窒素で適合しておるわけですが、適合状況は見られないということです。海域についてはさき方申し上げたとおりでございます。

あと、健康項目、有害物質の関係でございますが、こちらの方については、海域に近い地点でホウ素が超過していたと、海水の影響でございますが、例年どおり特に問題はないというところでございました。

続きまして、地下水でございますが、地下水についても、そちら、３の方に書かせていただいておりますが、概況調査１２カ所と、以前そういった汚染が見られた井戸５０カ所、６２カ所について調べたところでございますが、概況調査の中では新たな汚染井戸はなく、これまで汚染が見られた５０カ所のうち１７カ所、下側に表で示しているとおりでございますが、自然由来のもの等を含めてそういった汚染状態がまだ継続をしておると、引き続きこういった状況の変化についても監視していくこととしております。

それから、開いていただいて、大気汚染の調査結果でございます。二酸化硫黄ですとか一酸化炭素、二酸化窒素については特に、すべての地点で環境基準に適合しておりますが、浮遊粒子状物質ですね、微小なちりやなんかでございますが、米子保健所の方で短期的評価で達成しなかったことがございますが、長期的にはすべて達成と。ただ、光化学オキシダントでござい

ますが、すべての地点で環境基準を達成しなかったということです。ただ、鳥取県でも達成しないぐらいですから、全国の測定局についてすべての地点で光化学オキシダントについては達成できてないということになっております。

それから、有害大気の汚染物質のモニタリング調査、下側のところですが、有機塩素化合物等、環境基準等、また指針値等を超えるものはございませんでした。

それから、最後になりますが、次のページですが、一般環境中のダイオキシンでございますが、大気、水質、土壌等ともすべて環境基準を達成ということです。

ちょっと長くなりましたが、済みません。以上です。

○日置会長

御説明ありがとうございました。

それでは、ただいまの報告事項に関する質問等をお願いしたいと思います。

○細野委員

湖山池の問題について、前回の全体会でのやりとりについて、全体会に挙がった経緯も含めていろいろと問題提起をさせていただきましたけども、また、なぜああいう説明の状況になったのかということについて、私は大学で自然環境法というものを教えている立場からいきましても、それから企画政策部会で関わったということからいきますと、少なくとも、アクションプランですか、イニシアティブプランに書かれたことは１２０％しっかりやっていただきたいという観点から、３点ほど御質問させていただきたいと思いますけども、１点目は、生物多様性基本法という法律があって、生態系の非常に未解明な部分も多いということから、予防的な取り組みをすべきだということが書かれているわけですね。３条３項です。それと同時に、一度講じた対策についてもその後フォローして、直すべき点があれば直すということも自然保護の原則として書かれてまして、これはちょっと公害の環境の対策法とは違うところがあるわけですけども、そういう原則を踏まえてしっかりやっていただきたいと思うんですね。むしろ基本的には、塩分濃度の導入試験とか、いろんなことをやられた上で、しかも鳥取市の方でアンケートもやって決められたことですから、基本的には適切な判断をされて、手続的にも適切なことをされたと思っているんですけれども、説明をすると、説明責任を果たすという点で、どうも自然環境法のさっき言ったような原則に即したしっかりとした説明が前回はなされてなかったというふうに思います。

それで、その後、県議会でも知事や統轄監が答弁されたのを聞いておりますけども、そこでは、湖山池の問題については、塩分濃度に反対される方がいらっしゃるけれども、総合的に判断して、生物の問題なども含めて考えれば、塩分濃度を上げることはやむを得ないと判断しているというふうに御答弁されていますけれども、その趣旨をもう１回確認させていただきたいんですけれども、自然環境法からいえば、生態系、未解明になっているのが多いので、予防的な取り組みをするということが決まっております。その原則からいけば、湖山池に照らしていえば、このままヒシ、アオコの発生が続いて富栄養化がさらに進めば、淡水系のものに限らずすべての生物が死滅するようなおそれがあったと、そのおそれを避けるために塩分濃度を上げるという判断をされたということだと思いますので、知事答弁もそういうことを意味していると、そういうことを踏まえて答弁があったというふうに理解しておりますけど、まずそういう理解でよろしいかお答えいただきたいと思いますが。

あとの２点は、レッドデータブックの関係と、それからもう一つの順応的な原則についての御質問ですけども。

○広田課長

細野先生がおっしゃったとおりでよろしいかと思います。私どももヒシやアオコの大発生とか、１種類なりというか、そういったものが大量発生して、非常に環境的には劣化した状態がもう既に起こっておって、そこのところの改善にもそれは寄与するものだということで取り組んだものでございますので、今、細野先生の方が知事答弁等もお聞きになっておっしゃった内容で私どもも取り組んだということでよろしいかと思います。

○細野委員

前回、鶴崎委員に対してはそういうお答えじゃなかったと思うんですよね。だから今回の説明で補足、訂正されるというふうに理解したいと思いますけども、前回は、何のために塩分濃度を上げるかということについては、鶴崎委員は、淡水魚について壊滅的な打撃を与えるような話ですから、生物多様性基本法に反しているとおっしゃったわけですが、それに対して県の方ではあくまでも生活環境を守るために塩分濃度を上げると、それは絶滅の保護条例でも生活環境を保全すると、それに配慮すると書いてあるからだと、そういう御説明をしておられましたけども、それは訂正されるということですね。つまり生物多様性、絶滅危惧の保護種を保護する条例に照らしても、というふうに訂正されるということで理解してよろしいですね。

○広田課長

訂正といいますか、特定希少動植物なりというか、そこにもきちっと配慮した上で、カラスガイなりの対応ですね、保護措置なりをとって。ただ、鶴崎先生がおっしゃった部分で、さき方、一澤先生の方もアセスの関係でもおっしゃいましたけど、すべての生物を同じ環境の中でそのまますべてを保護するというわけにはならないものですから、その中でも非常に希少な種類についてはきちっとした条例の手続のもとで保護措置をとり、それからある程度そういった変化、生態系の変化についても、先ほどのアセスの事後調査ではございませんが、そういった状況を踏まえて対応していくんだということの説明については、私どもは鶴崎先生の方にも申し上げたつもりではおるんですけど、そこのところの十分な理解が得られなかったということには思っているところでございまして、訂正といいますか、特にそこのところは変わってはないように思いますが※。

※事務局脚注（Ｐ２１の下から８行目から５行目での細野委員の質問中には『湖山池に照らしていえば、このままヒシ、アオコの発生が続いて富栄養化がさらに進めば、淡水系のものに限らずすべての生物が死滅するようなおそれがあったと、そのおそれを避けるために塩分濃度を上げるという判断をされた』とあるが、県としては、そのようなことではなくて、市民アンケートの結果等を尊重し、生活環境の改善という視点に立って塩分導入を実施したところが大きい。その場合、減少する恐れがあった「カラスガイ」については、県条例にて保護・保全が謳われているという観点等から、塩分導入前に流入河川内への移植という保全措置を実施した。）

○細野委員

説明されたお立場はそういうことかもしれませんけど、特に初めて聞いたような方から見ると、明確に、まず塩分濃度を上げることは生物種を保護するためにやったんだというふうには聞き取れなかったと思いますので、その点は今後配慮していただきたいと、説明の仕方などについてもですね、というふうに思いますが。

それで、あと、２点目なんですけどね、レッドデータブックというのをつくっているわけですよね。それは絶滅を危惧するような動植物について、専門家の意見も聞いた上で、一般の方に理解していただくということでつくっているわけですね。それから、鶴崎委員が「はじめに」のところに書いておられますけれども、最近ではそういったものは道路のアセスなどでも

使われる非常に重要なものであるというふうにおっしゃっているわけですが、であればですね、絶滅危惧種を保護するに当たって、レッドデータブックと違うことをやるのであれば、そういったレッドデータブックを読んだ一般の方が見ても、違ったことをしてるけども、理由があるんだということがちゃんとわかるような説明をすべきだと、説明をしてから判断をしてやるべきだと思うんですけれども。例えばカラスガイについていえば、カラスガイは何て書いてあるか、レッドデータブックに。湖山池にもすんでますけども、多鯰ヶ池にもすんでいると。多鯰ヶ池のカラスガイの保護については、富栄養化対策にも、それから外来種対策にも気をつけながらやっていかなきゃいけないと書いてあるわけですね。一般の方がそれを読んだときに、じゃあ湖山池で塩分濃度を上げるということであれば、当然塩分濃度が上がるおそれのない方の多鯰ヶ池で保護するか、移殖して対策をとりながら保護するか、あるいはビオトープのような環境をつくって生息域外の保護をするというふうにまず、対策をお取りになるのが普通だと思うんですね。それにもかかわらずあえて湖山池の中で保護するという決断をされた背景、何回か御質問させていただいて、３回お答えいただいて、その上で、やりとりをした上で私は一応理解させていただいているんですけどもね、そういう経緯にすると、少なくとも湖山池の中で保護するという決断をした当初には、レッドデータブックを読んで一般的に理解される、多鯰ヶ池や生息域外の方が優先されるべきじゃないかという考え方の説明が十分できてなかったんじゃないかと思うんですよ。しかも残念なことに湖山池で保護したものは全滅してしまったということですので、やはりレッドデータブックの記載とも照らして、それはやむを得なかったのはやむを得なかったということについて、説明責任をやっぱり果たす必要というのがあると思いますね。

議論的には多分、できれば湖山池で地域個体群として保護するということができないかという結論を検討されたわけですけども、それだけの個体群同士の遺伝子の差異があるかどうか検討されるだけのサンプルもそろわなかったというようなやむを得ない事情もあり、というようなことはいろいろ議論している中では理解させていただいておりますけれども、失礼ながら３回も説明していただいて、こういうことを言うのは申しわけないんですけども、やはり３回議論して、さらにその上でやっとそう理解できるかなというレベルですということですと、今後の対策を考える上でも、まずそこの、不幸なことでありますけど、よかれと思ってやったことだと思いますけれども、湖山池で保護するという決断をしたことによって、塩分濃度の関係ではないとはいえ、絶滅させてしまったということについての説明責任と、レッドデータブックに照らしての説明責任というのを果たしていただく必要があると。今、議論されていますモニタリング委員会でも、そういうことからまずやっていただくべきなんじゃないかと思いますけども、いかがでしょうか。

○広田課長

まず、カラスガイ、多鯰ヶ池での保護措置についても、当然ながら私どもも考えたんですけど、多鯰ヶ池の種は湖山池の種と形状が違うということで、遺伝子レベルでは違うだろうということで、多鯰ヶ池に移殖をするということ自体はよくないということをお聞きして、湖山池の水系の中で何とか生かす方法はなかろうかということで、川の中だったり河口部分ということで、塩分濃度の影響のない湖山池の水系の中で保護措置をとろうということで対応したというのをまず１点目、御了解いただいたらと思います。

それとあと、カラスガイの死んだ説明責任ということですけど、今のような保護措置としては、河口部分であれば生息できるという専門家の助言も得ながら、河川区域内に移殖をしたわけですけど、さき方申し上げたように、非常に特異な年で、高温少雨ということで、通常の河

川流量等もなかったような格好になってしまって、貧酸素も発生しておったということが漁協の組合長さんの方からの御報告もあったりして、そういった原因はこういったことに考えてますということで、オープンにしておる湖山池会議の中でも報告をし、さき方の新聞報道等にもなって、皆さん方にも説明はしてきたつもりではおります。

○細野委員

私も専門家じゃないんですけども、少なくとも遺伝子に違いがあるらしいということだけで地域個体群として保護する必要があるんじゃないかというのはね、少なくとも国の方の地域個体群の方の基準の考え方ではちょっと認められないものではないかと思うんですけども。というのは、個体に差があるといっても、やっぱり地域個体群同士の間で遺伝子に有意の差があるかどうかということが一つの基準にはなっていると思うんですね。もちろん県で、県独自の判断でさらに地域個体群を判断されるのであれば、その基準がどうだったかということも説明していただければと思いますけれども、ただ、遺伝子で違いがあるようだというだけではね、むしろ遺伝子の多様性ということも生物多様性の政策としては守らなきゃいけないことでもありますから、それだけではやはりちょっと説得力がないんじゃないかと思いますけれども。

○広田課長

そのあたりについては、遺伝子レベルまでの検査をしてちゅうことになると、非常に時間なりもかかり、また、そういった先生自体も非常に国でも少ないということで、なかなか実際に対応ということまではできなかったところでございますが、一応レッドデータブックの執筆者でもあられるそういう専門の先生方にお聞きをして、そこの個体群とは当然ながら形なりが違うから、そこのところの遺伝子レベルでの混合というか、それは非常に避けるべきだという御助言をいただいて取り組んだということで御理解いただければと思います。その辺はきっちり時間なりお金もかけながらすべきだったのかもしれませんが、そこのところは不十分な面があったかもしれません。

○細野委員

私個人としては、専門家でありませんが、理解できる範囲でいえば、今言われたように、地域個体群として保護すべきものかどうか一応議論を詰めようとしましたけども、結論を出せない状況でもあったと、それから、予防的取り組みで緊急に対応する必要があるということで判断しているような状況の中ですから、時間的にもやむを得なかったんだという説明までしていただければ、私はわかった気がいたしますけども、ただ、先ほども言ったように、レッドデータブック、鶴崎委員がおっしゃったとおり非常に大事なものでありますし、それから読めないような判断をするのであれば、今言ったとこまできちっと説明をしていただくと。それについてはもう別に、私が納得するだけなんじゃなくて、一般の市民の方が納得するであろうということについて、モニタリング委員会なりの有識者の方がまず詰めた判断をしていただいて、それをもとに今後どうするかということも考えていただくべきじゃないかと思います。

今の最後の説明で一応私は理解しているつもりですけど、それでいいのかどうかはやっぱりもう少し幅広い専門家ですね、モニタリング委員会なりでまず議論していただいて、整理をしていただく必要があるんじゃないかと思っておりますけども、いかがでしょうか。

○広田課長

先ほど御説明した中に、モニタリング委員会の委員の皆さん方、１０名のこういった専門の先生方にもこのたびは意見を聞く場というものがきちっと設けれましたので、こういった先生方から十分アドバイスをいただきながら、何らかそういった措置が必要な場合については、適正な対応が今後は一層とれるものだと思っておりますので、そういった対応をとっていきたい

と思います。

○中山部長

ちょっと付言させてください。当時、カラスガイの保護のいきさつは広田が申したところですけれども、おかげさまでモニタリング委員会、県内、県外を含めた有識者の方に集まっていただきまして、開催をさせていただいています。その中で、先ほどカラスガイ、今、湖内では絶滅で見つかっておりませんけれども、幸い周辺のため池で見つかった部分とかもございますので、そういったものも含めて、日置会長、モニタリング委員会の委員長もしておられて、ぜひともこの保護にいろんな形で、いろんな形を考えろというふうに御指示をいただいております。モニタリング委員会の中でも貝類の専門家もおられますので、細野委員が御指摘になりましたような例えば移殖ですとか、あるいは、できるかどうかわかりませんけど、栽培というんですか、養殖をしていくような形とか、あるいはビオトープ的なものもつくって残していくとか、そういったあたりはつぶさに専門家の方々の意見をきちんと的確に受けながら、新たな対策も含めて考えてまいりたいと思ってますので、その辺は御承知ください。

○細野委員

モニタリング委員会を設けてやるということは、少なくとも、これは私の個人の意見ですけれども、そもそも塩分濃度を上げるという判断をするに当たって、行政ベースで判断をされて、住民の意見を聞いたわけですから、それはそれで適切だとは思いますけれども、やはり今のような問題についてはもう少し、その段階でやはり専門家の意見も聞いて決めるべきだったんじゃないかというふうにも思ってます。

しつこいようですけども、だからまずはその結果についての説明をしっかり詰めていただくということから、モニタリング委員会でもやっていただくということでよろしいわけですね。やれるようになっていることはわかっておりますけども、やってくださるということで理解してよろしいわけですね。

それからもう一つは、順応的取り組みという話なんですけども、一度、決定した中身でも、生態系のメカニズムはわからないことがありますから、５，０００ｍｇ／ｌまで上げるという判断をされたのはいいと思うんですけど、でも現実にはかなり早い段階で塩分濃度を上げるために水門をあける時間を増やした。早い段階でもう既にアオコやヒシがもう消えてるわけですね。それはそもそも想定内のことだったんでしょうか、まず。

それから、今、濃度７，０００まで上がってますけども、それを一気に５，０００に下げない理由はわかっておりますけども、ただ、その過程で赤潮が発見されたということですが、有害性ではないとなってますけど、これがもし海水の方で起きる赤潮だとすれば、むしろ上げたことに伴って、想定外の新しい問題が逆に生じたというふうに考える必要はないんでしょうか。その点についてちょっとお考えを伺いたいですけども。

○広田課長

アオコとヒシの関係については、おおよそ塩分濃度でいけば、３，０００ミリグラム／リットルぐらいで生息を阻止できるということで、３，０００を超えれば芽を出さないであろうとか、アオコも発生せんだろうと。それからもう一つ、上限の５，０００というのが、５，０００を切っておればほとんど赤潮は出んだろうという中で、アオコも出ない、赤潮も発生しないという格好で、２，０００から５，０００程度を一つの管理目標、ちまたでいえば東郷池と同じような塩分濃度で管理をしていけば、湖山池でヒシなどが発生しない状態が確保できるだろうということで対応してきたというところで、当然ながら、どっとあけて、３，０００ぐらいまで持っていって、およそ５，０００程度になれば、もう水門は基本的には１門、２門を閉め

て、今現在も一緒ですが、船通しという一番右岸側の小さい水門だけを開放して、今、塩分濃度を調整をしておるというところです。

○細野委員

ということは、今のこの濃度の流れは想定どおりだということなんですか。当初の想定どおりであると。

○広田課長

アオコやヒシの発生を抑制をできたというとこは想定どおりです。ただ、さき方ちょっと底層の貧酸素の区域の面積は縮小したということも御説明をしたところですが、非常に夏場に雨も少なく、非常に過酷な状況だったもんですから、塩分濃度を上げまいとすれば、もう閉めるしかない。そしたらもう、いわゆるため池状態に湖山池を置かざるを得ない。そうすれば当然ながら底層とかで生き始めた生物とかをみんな死滅せざるをえないことになってしまうもんですから、そこを何とか避けることを考えたときには、やっぱり塩分濃度は上がるけれど、そこの生物を守っていくべきであろうということで、湖山池会議の中に提案をさせていただいて、そういった方針のもとに取り組んだということでございます。

○細野委員

ということはですね、かなり早い、つまりこの年度の前半の段階でもう既に富栄養化の進行の原因になるヒシやアオコは消えることが想定されてたわけですね。であればその次の対策として、イニシアティブプランにも書かれているように、しゅんせつということを年度の後半の事業として予測して、予算もとってやるということはなぜなさらなかったんでしょうか。

○広田課長

しゅんせつとかについても平成十六、七年ぐらいまでやってきたわけですが、その後は塩分導入試験とかのそちらの方の取り組みにして、ちょっと中断をしておりますが、今、今年度から向こう１０年間の水質管理計画ということで、各種浄化対策を盛り込んだ計画を今策定中でございます。そこの中にはしゅんせつですとか、それから覆砂ですね、そういったことも計画に盛り込んでおりますので、今後、計画的に取り組んでいこうということにしております。

○細野委員

先ほどの原則論も踏まえて考えた場合、イニシアティブプラン、三大湖沼の水質保全と利活用ということを決めたわけですけれども、あれをきちっとやっていただきたいと思うんですが、あの中身については、衛生環境研究所の水環境研究グループの方々、三大湖沼について研究しておりますよね。その成果も踏まえてつくられていると思うんですけどね、実際に住民活動の方と一緒になって湖の保全を尽くされている方もいらっしゃるわけですね。ですからイニシアティブプランを実施するに当たっても、衛生環境研究所のそういう研究をされている方にもっと関与してもらうべきなんじゃないでしょうか。少なくとも私は、企画政策部会としては、イニシアティブプランをしっかりやっていただくという点でフォローしていく必要があるかと思っておりますけども、その辺において、やはりそういった方の意見や研究の成果というのを反映して、しっかりと進めていただきたいということをお願いしたいと思いますけども。以上です。

○中山部長

いいですか。

細野委員がおっしゃるように、ただ、広田が申し上げたのは、湖山池の汽水湖化の取り組み、初めから全部が想定できていたというわけでなくって、正直、こういった塩分濃度の上昇ですとか、あるいはカラスガイの話ですとか、赤潮の部分、どうしても試行錯誤をしながらやって

いくという部分は御理解をいただきたいと思います。

その中で、確かに例えば先ほどのしゅんせつの話ですとか、お話にはありませんでしたけど、多分覆砂の件とか、そういったような格好で水質を浄化する。またセットでそういったような水生生物の増加を図る。そういったようなことを総合的にやらなきゃいけない部分があろうかと思っています。イニシアティブプラン、この場で御議論いただいて、我々、ここの水質の三大湖沼の浄化というのは一つの責務だと思っておりますので、確かに足らざる部分、ちょっとおくれている部分の施策があるということは端的に反省をさせていただいて、できるだけより多くの、またより適切な部分を皆様方の御意見を聞きながら手を打ってまいりたいというふうに思っておりますので、引き続きそのあたりはまた御意見をいただくなり、また議論いただきながら進めてまいりたいと思っています。

○細野委員

順応的取り組みということもさっき言われた試行錯誤ということと符合していると思いますので、ただ、５，０００ｍｇ／ｌというのはあくまでもアオコやヒシをなくせるということで住民の方も賛成されたわけですから、もしそれらが低い濃度でもヒシやアオコを防ぐことができて、なおかつ淡水性のものも保護できるということであれば、１，０００まで戻すという議論は（富栄養化が進行し、貧酸素状態が広がる状況に戻すことになること、また、これまで行政と漁業者や農業者の間にできた合意をひっくり返すおそれがあることからいって）、却って問題が多いと思いますけれども、４，０００とか３，０００でもうまくいくのであれば、それは順応的な取り組み、先ほど言われた試行錯誤という中で検討していただくということもやはり大事なんじゃないかと思っておりますし、そういったことを御議論いただく際にもやはり衛生環境研究所の水グループのような方々の御意見とか考え方を十分踏まえてやっていただくようなことが大事なんじゃないかと思います。基本的にはもちろんどういう方で、どういう体制でやるかは県の裁量だと思いますけれども、ちょっとこの間の議論を見て、しっかりやっていただこうと思うとそういうことが必要なんじゃないかというふうに考えております。

○日置会長

予定している時間が既に来ておりますけれども、議論が尽きませんので、もう少しだけ延長したいと思いますが、よろしいですか。　ほかに御意見はありませんでしょうか。

一澤さん、どうぞ。まず一澤さんに。

○一澤委員　じゃあ短く。

湖山池なんですけれども、カラスガイが取り上げられてますけれども、これは生物としては一つの象徴であって、この一つの種類がなくなったから、それで終わりの話ではなくて、そこにあった生態系の中の一つの種類がなくなったことが目に見えているだけで、実は湖山池の中の生態系、ほとんどが取りかわっていることだと思うんですね。湖山池の中の生態系をまるまる取りかえてしていく事業だったのだなということを思っています。この将来ビジョンというのに対して生物にかかわる者としてはちょっと違和感があるのは、結局そこにある生態系を全部すげかえて行う事業だったということだと思いました。結局なかなか生物関係の人間と水・大気環境課の方との環境のとらえ方というのがやっぱり違うのかなという思いがあって、水・大気環境課の方の環境というのは、人間の暮らしといいますか、市民の方の暮らし、結局湖山池もにおいがあることが大きかったのかなと思います。そのにおいを取るため、ヒシ、アオコを取るために、そこの生態系をすべてすげかえるという事業だったのかなという理解を今はしています。ありがとうございました。

○日置会長

今のは御意見として伺っておくということでよろしいですか。じゃあ次に、手が挙がった方。じゃあ先に、済みません。

○藤江委員

湖山池の方から外れますけども、先に地下水の保全条例に関することで質問事項です。

まず、揚水設備というのはあくまでも電動のポンプ等を使った揚水機ということでよろしいですかね。では、例えば個人所有の井戸などで、水道管のようなポンプアップについては対象外ということで。

○広田課長

事業者のみで、そこの１ページ目の届け出が必要な事業者ということで、揚水機の吐出口の断面積が１４平方センチ、径でいくと４２ミリぐらいですね。その事業者さんですので、一般の生活系の住民さんが設けておられる井戸とかは、基本的にはそこまでは必要はないと思いますので、もともと生活用は対象にしておりませんので、事業者のみでございます。

○藤江委員

ありがとうございます。

では、例えば井戸水を飲料用ではなくて農業用にポンプアップされている農業者さんなんかがいらっしゃるかと思うんですけども、塩ビパイプですね、さっき言われたように直径４センチぐらいの塩ビパイプですと基準以上になってしまうわけですが、そういったものがある場合、どういった把握の仕方とか調査の仕方をされるんでしょうか。

○広田課長

そこでちょっとさきにも申し上げて、周知に努めるしかないので、農業者の方に一番周知が図れる方法というのが、ＪＡさんが毎月何か出しておられる広報紙というですか、何かそれに折り込みをするのが一番だろうということで、県下で６万数部発行されるんですね、東、中、西。それらに入れて農業者の方には周知を図っていこうと、まず第一弾。対象は、こういった径の方で、吐出口といってもここのポンプのここの面積なんですよということを図にも示しながら、周知には今努めているところでございます。

そのほかについては、関係団体だとか、そういったところを通じて、今、事業者説明会の御案内をさせていただいておるところです。

○藤江委員

ありがとうございます。よく地下水の調査などで市町村に協力を求めると言われるのがあるんですけども、実際市町村で個人所有の井戸を把握しているという実態がありませんので、そういったものを危惧しておりました。ありがとうございます。

○日置会長　福田さん。

○福田委員

湖山池のことで説明をいただいたんですけども、今、説明をいただきながら、目を疑いました。ページがないんですけども、２枚目の水生植物群の変化についてというふうなこのページなんですが、ここにヨシ原帯には顕著な影響はない模様。これはどなたがこういうふうに判断されたんですか。まず１点だけ。

○広田課長

下側の色で示した部分で、緑がヨシ群落の区域なんですが、ちょっと地図がちっちゃいんですが、そこの西側というか、方の緑のちょっと、福井の辺ですが、その辺の面積なり、それから東側の湖岸のずっと薄く緑でしておりますヨシ群落の面積等については、オニビシみたいに非常に大きな影響というのはなかったというぐあいに判断したというものでございます。

○福田委員　現実に従来のヨシ帯と現在のヨシ帯との比較がきちっとできてるわけですね。
○広田課長　左側が平成１８年、右側が平成２４年。
○福田委員
　それを僕は、それは変だということをちょっとここで証明します。
　これ、２段目に写真がありますね。青島大橋のヨシとヒメガマ、この分ですけども、ここは橋のたもとの観光船の乗り場なんですが、この写真の右側の岸のさらに右側は駐車場。ここは以前はずっとヨシ原でした。そしてさらに角っこのところに茶色い群落がありますけども、これはヨシです。これは８月の写真でしょう。これ既に貧弱になっている証拠なんですよ。私、鳥の観察で湖山池をフィールドにしてるんですが、ずっと絶えず見てますと、例えば湖岸をめぐる位置から水面を見るのに、従来はヨシ原が一つのバリアになってて、鳥たちがずっと手元に来てたんですけども、それがすごく透け透けで、水面がものすごく見やすいんです。
　そしてさらに、皆さん御存知の石がまですね、あれたくさん、今は地震とかそういうので崩れて使えなくなったものがたくさんあるんですけども、四、五基だけは使えるようにして管理されてるんですが、現在管理されてない石がまというのは、遠くから見てもあそこに石がまがあるなってわかるぐらい、ヨシが石がまの上にばっさりと繁っていたんですよ。今は全くありません。
　それとさらに、カワウがねぐらとして大変な状況になってますけども、団子島の南側、つづらお城址との中間に岩礁のような島があります。鳥ケ島というんですけども。あそこには１本の木がありました。これは木は枯れてしまいました。そしてその岩礁には、鳥ケ島にはずっとヨシが、ヨシ原だったんですけども、それも現在全くなくなってて、その石の上に鳥たちがとまっているのがすかすかで見えるようになりました。
　それからさらに、青島を周回する１．６キロの遊歩道があるんですけども、これをめぐってみても、池の水面がすっかり見えるんですよ。
　さらに、下の地図の中にヒメガマのあった場所というのが赤く塗られてますけども、これも青島ではそれ以上に、ここに示されている以上にヒメガマがあったんですけども、現在ヒメガマは全くありません。
　それからもう一つ、水生植物群の変化について、上ですね、２つ目に、顕著な影響はない模様、続けて、ヒメガマ、福井河口部のハスの減少が見られているとありますけども、ヒメガマもハスも、これも全くないんじゃないですか。何かこれの説明を受けてて、過少に評価され過ぎてるような感じが私にはいたします。現実にその場所を私、知ってるものですから、従来からの湖山池の情報が流れるのは、いつも何かこういう感じの雰囲気があるような気がして、すごく問題があるなというふうに思いました。
　それから一つ、これは言わなくてもいいことなんですけども、私、湖山池の１００人委員会のメンバーでずっと参加してたんですけども、ただ、発言も何もせずに、枯れ木も山のにぎわいというふうな感じの委員だったんですけども、そこで何年も協議されてて、なかなか前に進まなかったですね。ところがこれ、去年、おとどしから一気に始まって、水門がばさっと一気に開かれた。今まであれだけ繰り返し繰り返しやられてて、突然にそういうふうに変化が出たというのはどういうことだろうなと。全門をあけるんじゃなくって徐々に徐々にどういうふうに変化していくかということを監視しながら進めていくのが本当だろうと思ったんですけども、全門一気に開放されてしまった。何かすごく今まで長くやってきたのに突然にこういう行動に出られたというのは何かわけがあるんじゃないだろうかなというふうに私なりに考えてみたんですよ。これはひとり言です。ことしの９月に都市緑化フェアを鳥取県でやられます。会場の

一つが湖山池です。外からたくさんの人たちが見えるだろう。そういうふうなことを意識されての事業じゃなかったのかなというふうなことをちょっと思いました。終わります。

○日置会長　ただいまの御発言について県の方から御回答なりありますか。

○中山部長

技術的な補足は、私もその当時いませんでしたので、広田の方にさせるとして、都市緑化フェア云々かんぬんは、福田先生もひとり言だと言われましたし、その意思形成の過程で、そういった部分はなかったかとは言えませんけれども、都市緑化フェアがあるからという形ではなかったというふうに私は思ってます。

これはなぜ急に決まったのか。確かに１００人委員会とか、非常に長い議論の中で、なかなかもつれ合ったような形で進まなかった。ただ、昨年、それから一昨年と、いろんな形で農業者の方、漁業者の方、当然地域住民の方、本当に激論を交わされたんだと思います。その中で、何とか一つの解決策を見たい。その中ではやっぱり漁業の問題、農業の問題、それから生物の問題、それから生活環境の問題、それらを全体的にどういったような調和点でやるべきかどうかというのがこの一つの結論だったんだろうと思います。ですので、確かに１００人委員会が長い間議論をして、突然何か急に決まったような印象が見受けられるかと思いますけども、これは１００人委員会が長い議論をされて、いろんな形での利害対立を議論をされた上で、ようやく皆さん方がある一つの方向を出そうという形でこの水門開放という結論に至ったというふうに私は認識しております。

ただ、これは、いざここで水門開放をいたしましたからもうこれで終わり、もう生物の話もどうでもいいやというふうには私は認識しておりません。そのためにも当然モニタリング委員会とか、この環境審議会でもいろんな議論をさせていただいて、よりいい調和点を見出していく。この作業が延々と続いていくんだろうと思ってます。ですから、これから湖山池をどうしていくのかというのは、既に去年決めてしまったからもう何も変わらないよ、というわけではなくて、生物はどう守っていくのか、どうあるべきなのか、水門の開放のあり方はどうあるべきなのか、水質はどうあるべきかというのは当然この環境審議会でも御議論をいただきたいですし、またモニタリング委員会でも御議論いただくんだろうと思います。

何よりは、やはり住民の方々に広く議論いただいて、選択していただく。その作業をちょっと我々は、なかなか十分にできているとは申せませんけれども、それを地道にやっていくことが湖山池をどうするかということのこれからの道筋ではないかというふうに考えておりますので、ちょっと御回答になってないかもしれませんけども、今そういう認識でおります。

○日置会長

よろしいですか。

私もモニタリング委員会の委員長もしておりますけれども、現在の政策や状況が必ずしも最善というふうには考えてなくて、今後、もっとよい状態を目指して、過去のよくなかった失敗的な側面もあるわけですけど、それについては何とか回復を図らなければいけない、できる限りのことをしていくという方向で今後も議論していくべきだろうと思っております。

時間が２０分ほど過ぎましたが、ほかには。

はい。

○会見委員

済みません。私は湯梨浜町に住まいまして、東郷池をいつも見ておりますんですが、今、湖山池の話を聞きまして、本当にもうこの激論、皆さんのお話を聞きながら、感激しながら聞いております。

実は、私どもの湯梨浜町でこの間、年末に、中学生の１５人ほどの子供が議会を開きました。そのときに子供たちがみんな言いますのが、とにかく東郷池をきれいにしてほしい、ヘドロのにおいがしたり、汚い池にはしたくない、とにかく自分たちも頑張るから、みんなで東郷池をきれいにしてほしいということを強烈に行政の方に言いました。私はやっぱり次代を担う子供たちですら池のきれいなものを残したいという気持ちがすごく強かったのを思いまして、きょうこの会議に出させていただいて、本当、県の皆さん、先生方の皆さん、これから真剣に取り組んでいただきたいとつくづく思っておりますので、要望でございますけれども、一言言わせていただきました。

○日置会長

貴重なお話、ありがとうございます。　ほかにはありますか。　橋本さん、どうぞ。

○橋本委員

地下水のことで、ちょっと基本的なことで申しわけないですけど、ちょっと聞かせてください。今度、温泉部会に地下水というのが加わるわけなんですけども、この温泉部会、今、檜谷会長含めて５名いるわけなんですけども、この５名は地下水の方も審議する委員の方に入るというふうに思ったらいいんですか。

○広田課長

温泉部会の皆さんにプラスして、もう一つ、県の方でも条例の中に研究の推進という項目も入っておって、研究プロジェクトも立ち上げる格好にしております。そちらの方のいわゆる地質だとか、いろんな専門の先生方も一緒に加わっていただいて、そういった影響調査計画だとか、そういったものについては、皆さん方、あわせて御意見をいただいたらというぐあいには思っておりますけど。

○橋本委員

温泉は、過去から結構データがあるわけなんです。ところが地下水はどうなのかなと思って。どうも話聞いてると、今後の調査によるところが大きいのかなというふうに思っております。そうはいってもやっぱり審議会で審議するとなれば、そういうデータがあればいただきたいと思います。

それから、温泉の中には掘削の途中も天然ガスというのがつきものなんですけども、この地下水の掘削につきましても、やっぱり天然ガスというのがある程度出てくる可能性もなきにしもあらず。鳥取県内ではガスというのはないと、あってもわずかだというふうに言われてますけども、全然ないちゅうわけでもないと思います。もしこういうガスが出た場合、地下水、この条例との兼ね合い、どうなるのかということをちょっとお聞かせください。

○広田課長

温泉と同じように、天然ガスの場合について、また何かそういう違うガス臭がするだとか、そういったことになれば、先ほどおっしゃったように檜谷先生なり、またほかの先生方からも御助言をいただいて、それなりの対応をとっていかないけんのかなというぐあいにも思いますし、今、橋本委員さんのおっしゃったように、まだまだ地下水の情報というのが私どもが持ち得てないもんですから、さき方御説明したように、各事業者さんの水位測定だったり水位の変動だったり、そういったものをこれから蓄積をしていきながら、今後、皆さん方に御助言をいただく影響調査の変更なりなんなりというか、そういった御助言についても寄与していくかなと。また、場合によっては、東、中、西ぐらいで三大河川の流域ごとにある程度そういった地下水の流れみたいなのが把握ができるような研究なりができないかということで、さき方前段で申し上げたそういう研究プロジェクトというか、そういったものを立ち上げたりはしていこ

うと。
　それから、影響調査については、温泉部会でいつも審査をしていただいておるように、短期揚水試験の結果なりでもって、一たんは皆さん方の方にその影響調査結果というのはお示しをしながら、御助言をいただくような格好に今は考えております。大規模な事業者は別として。そういった対応をとっていこうということを思っておりますので、いろいろ御助言をいただいたらと思います。

○日置会長

　よろしいでしょうか。いろいろ課題があると思いますが、よろしくお願いします。
　ほかにはいかがでしょうか。　はい。

○赤尾委員

　ささいなことなんですけども、湖山池の資料につきまして、２ページ目のＤＯの分布の図なんですけど、せっかくだからカラーで出された方がわかりやすいかなというのが１点と、塩分濃度も同じように分布をもってはかられている。塩分躍層等々はできてないというふうな理解でよろしいでしょうか。

○広田課長

　カラーで出すようにこれからはします。　同じようにここの貧酸素区域についてはやっぱり塩分躍層と重なる部分がございますので、同じような状況になっております。

○赤尾委員

　躍層はできてない。

○広田課長

　躍層はできてます。やっぱり北側のそういった深い部分を中心に、同じような格好で、この貧酸素塊と同じような面積で発生はしております。

○赤尾委員

　あともう１点なんですけど、地下水の環境基準超過の話で、フッ素とかホウ素とか砒素はお土地柄しようがないかなと思うんですけど、硝酸性窒素が４４というとこがありますよね。あとトリクロロエチレンが超過してるところもあって、この原因が不明とされているんですけど、不明のままでよろしいんでしょうか。

○広田課長

　まず、智頭のトリクロロエチレンとかについては、それこそ過去に大学の先生とかたくさんいろんな調査をしたわけですけど、これが原因だというのは結局わからない格好だったです。この程度の濃度ですけど。
　それから、硝酸、亜硝酸についてもやはり、多分そうであろうということで、農業肥料とか、そういったものかなということぐらいで、これだということの決め手がなかなかないところなので、その状況の変化なりにずっと継続調査を実施しておるというところでございます。

○赤尾委員

　ただ、この４４という数字は基準よりも高い数字ですよね。かなりの数字だと思うので、もう少し真剣に探された方がというふうに思うんですけども。

○広田課長

　またそのあたりも含めて、調査の方法なりも考えていきたいと思います。ありがとうございます。

○日置会長

　ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

大分時間も過ぎてしまいましたので、さらに本日の議事について質問や御意見があれば、事務局の方に御連絡をいただきたいと思います。　それでは、これで議事を締めたいと思います。事務局の方にお返しいたします。

福田さん。

○福田委員

風力発電のこと、ちょっともとに戻って申しわけありませんけども、最初は１，５００以上だろうというふうな方向でお話があったんですけども、ガイドラインですね、現在運用されていますガイドラインは、対象は５００ｋｗ以上ですね。５００ｋｗ以上ということを決めた根拠として、これもはっきりと示されていますけども、資料１－４、１９ページですけども、１，５００ｋｗ以上の風力発電施設というのをガイドラインの対象とします。その根拠としては、地域の環境に少なからず影響を及ぼすと考えられる規模であるからであると、そういうふうに言っているわけですけども、１，５００との矛盾というのはどういうふうに理解したらいいんでしょうか。

○白石課長

この５００ｋｗを定めたのは、ガイドラインで、行政指導ということで、強制力ということはありません。今度は条例化して、１，５００ｋｗ以上にするんですけれども、これは完全に義務化、きちっとアセスやっていただきますので、そういう意味で、制限が加わりますので、ちょっとその辺の違いがあるというふうに認識しております。

○福田委員

影響は少ないだろうということですね。

○白石課長

それもございますし、先ほどから何回も申し上げてますけども、今後、恐らく入ってくるであろうというものは大体この事業化の可能性のあるものではなかろうかというふうに考えております。

○福田委員　できるだけ少ない数値の方でお願いします。

○中山部長

当然ガイドラインの趣旨とかを踏まえながら、ちょっともう１回事務局の方で考えて、御相談とかをさせていただきたいと思います。

○福田委員　ありがとうございました。

○日置会長　それじゃあ事務局にお返ししたいと思います。司会の方、よろしくお願いします。

○白石課長

予定の時刻をかなり過ぎまして申しわけございません。かなり活発な議論が出まして、それとあと、今回意見をいただけなかった委員の方々も、後ほどまたいただければ、整理させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

きょうはどうも長時間ありがとうございました。